

寄 附 行 為

財団法人京都工場保健会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人京都工場保健会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区西ノ京北壺井町 6 7 番地に置く。

2 この法人は、従たる事務所を次のとおり置く。

(1) 京都府宇治市広野町成田 1 番地 7

(2) 神戸市中央区元町通 2 丁目 8 番地 1 4

3 この法人は、前項に定めるもののほか、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、京都市及びその近郊の事業場の有志をもって設立し、産業医学、特に産業結核及び職業病に関する調査研究を目的とし、あわせてこれが予防及び治療の普及啓蒙を行い、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 産業医学研究所の設置運営

(2) 附属診療所及び病院の設置運営

(3) 労働災害の防止に関する調査研究の事業

(4) 社会福祉法に基づく、生活困窮者に対する低額又は無料診療事業

(5) 健康診断及び健康指導の事業

(6) 職業病等に関する環境調査の事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次のとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 寄附金及び会費

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は次に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は前項以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 取引金融機関等は、常任理事会の議決により定める。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書等として、会長が会計年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、毎会計年度終了後90日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 3 章 会 員

(種 別)

- 第 1 4 条** この法人の会員は、次のとおりとする。
- (1) 特別会員 この法人の設立に功労のあったもの
 - (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参画するもの
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同するもの

(入 会)

- 第 1 5 条** この法人の会員となることを希望する事業場は、会長宛に入会申込をする。
- 2 会長は、理事会に諮り諾否を決める。

(代表者届)

- 第 1 6 条** 会員は、予め代表者 1 名を定めて会長に届け出なければならない。

(会 費)

- 第 1 7 条** 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(変更届)

- 第 1 8 条** 会員は、その所在地、組織及び代表者を変更したときは、直ちに会長に届け出なければならない。

(退 会)

- 第 1 9 条** 会員が退会するときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

- 第 2 0 条** 会員がこの法人の寄附行為に反するような行為のあったときは、理事会の議決により退会を求め又は除名することができる。この場合、理事会において議決する前に、会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の返戻)

- 第 2 1 条** 会員が退会除名その他の理由で会員の資格を失う場合、既納の会費の返戻は行わない。

第 4 章 役員、評議員等

(役 員)

- 第 2 2 条** この法人に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 5 名以内
 - (3) 常任理事 1 0 名以内
 - (4) 専務理事 1 名
 - (5) 常務理事 8 名以内
 - (6) 理 事 3 3 名以上 3 8 名以内 (会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事を含む)
 - (7) 監 事 2 名

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事のうちから選任する。
- 3 常任理事、専務理事及び常務理事は、会長が理事会に諮り理事のうちから任命する。
- 4 会長は、財団法人京都工場保健会診療所の管理者を理事のうちから任命する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第24条 会長は、この法人を代表し、この法人の運営を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、この法人の業務その他必要な事項を分担処理し、会長及び副会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務の執行を統括する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、日常の業務を分担処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第25条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬等)

- 第27条** 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

- 第28条** この法人に、48名以上53名以内の評議員を置く。
- 2 評議員は、理事会の議決を得て、会長が任命する。
 - 3 評議員は、役員を兼ねることはできない。
 - 4 評議員には、第25条から前条までの規定を準用する。

(名誉会長)

- 第29条** 理事会の議決により、この法人に名誉会長を置くことができる。

(名誉顧問及び顧問)

- 第30条** 理事会の議決により、この法人に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、助言を行う。
 - 3 顧問は無給とする。ただし、常勤の顧問は有給とすることができる。

第 5 章 会 議

(会議の種別)

- 第31条** この法人に、次の会議を置く。
- (1) 理事会
 - (2) 常任理事会
 - (3) 評議員会
 - (4) 会員総会

(理事会の構成)

- 第32条** 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

- 第33条** 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の種類及び開催)

- 第34条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は予算理事会、決算理事会及び中間理事会とし、毎年各1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第24条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日から7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第39条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のなかから、議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(常任理事会)

第41条 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 3分の1以上の常任理事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

- 4 常任理事会は、会長がこれを招集する。
- 5 会長は第3項第2号により請求のあったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 6 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 7 常任理事会については、第35条第3項、第36条から第40条までの規定を準用する。
- 8 その他常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(評議員会)

第42条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次に掲げる場合に会長が招集し、これを開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 3分の1以上の評議員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 評議員会の招集は、日時及び場所並びに目的とする事項及びその内容を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 評議員会の議長は、評議員会で互選する。
- 5 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 7 評議員会には、第34条第3項第3号、第37条から第40条までの規定を準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(会員総会)

第43条 会員総会は、会員をもって構成する。

- 2 会員総会は、毎年1回これを開催する。
- 3 会員総会は、会長がこれを招集する。
- 4 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び報告事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 会員総会には、次に掲げる事項の報告を行う。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第45条** この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を受けて解散することができる。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、類似の目的をもつ他の財団法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第46条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第47条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類
- 2 この法人は、前項の書類のうち次の業務及び財務等に関する資料について、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧に供するものとする。
- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) キャッシュ・フロー計算書
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- 3 閲覧に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 雑則

(委任)

- 第48条** この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. 本寄附行為は、設立認可を受けた昭和27年5月17日より施行する。
2. 第3条、第4条、第5条、第21条の改定は、昭和32年8月13日より施行する。
3. 第7条、第14条、第18条、第21条、第29条、第41条、第42条の改定は、昭和33年3月24日より施行する。
4. 第2条の改定は、昭和41年12月19日より施行する。
5. 第4条、第21条、第24条の改定は、昭和42年9月23日より施行する。
6. 第4条、第21条、第22条、第28条、第36条、第37条、第38条の改定は、昭和43年8月10日より施行する。
7. 第21条、第22条の改定は、昭和45年6月12日より施行する。
8. 第31条の改定は、昭和46年7月22日より施行する。
9. 第21条、第22条の改定は、昭和47年10月11日より施行する。
10. 第21条、第26条、第27条、第41条の改定は、昭和48年5月10日より施行する。
11. 第12条、第21条、第40条の改定は、昭和55年3月19日より施行する。
12. 第21条の改定は、昭和56年3月17日より施行する。
13. 第31条の改定は、昭和59年2月20日より施行する。
14. 第21条の改定は、平成5年4月22日より施行する。
15. 第21条の改定は、平成7年12月15日より施行する。
16. 新指導監督基準による全面見直しは、平成9年1月14日より施行する。
但し、平成11年1月24日任期満了の役員の選任及び任期は、第23条及び第25条第1項の規定にかかわらず、従前のおりとする。
17. 第22条、第25条の改定は、平成12年1月28日より施行する。
18. 第8条、第11条、第12条、第38条、第39条、第39条第2項の改正は、平成12年7月21日より施行する。
19. 第25条の2は、平成12年12月7日より施行する。
20. 第4条の改訂は、平成14年11月19日より施行する。
21. 主務官庁が京都府並びに京都労働局から厚生労働省に移管による一部改正は、平成15年11月4日より施行する。
22. 第2条、第11条、第47条第2項の改正は、平成18年12月13日より施行する。

主務官庁の認可年月日及び改定内容

昭和 27 年 5 月 17 日 [京都府指令 7 衛総第 3555 号] 設立認可

昭和 32 年 8 月 13 日 [京都府指令 2 医第 986 号]
第 3 条「目的」、第 4 条「事業」内容を整理。
第 5 条「運用財産」追加。
第 21 条 監事定数 1 名を 2 名に変更。

昭和 33 年 3 月 24 日 [京都府指令 3 医第 324 号]
第 21 条 常任理事 3 名を 5 名以上 7 名以内に、理事定数 5 名以上 7 名以内を 14 名以上 16 名以内に変更。
第 29 条 役員任期 2 年を 3 年に変更。

昭和 41 年 12 月 19 日 [京都府指令 1 医第 1034 号]
第 2 条 事業所 中京区西ノ京中合町 16 を中京区西ノ京北壺井町 67 に変更。

昭和 42 年 9 月 23 日 [京都府指令 2 医第 774 号]
第 4 条「産業医学研究所の設置運営」修正
「社会福祉事業法に基づく生活困窮者に対する低額又は無料診療事業」追加。
第 21 条 理事長体制を会長体制に理事長 1 名を会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名に変更。

昭和 43 年 8 月 10 日 [京都府指令 3 医第 628 号]
[京都労働基準局公法第 2 号]
第 4 条「労働災害の防止に関する調査研究の事業」追加。
第 21 条 評議員制度新設 評議員若干名。

昭和 45 年 6 月 12 日 [京都府指令 5 医第 407 号]
[京都労働基準局公法第 5 号]
第 21 条 副会長 2 名を 3 名に、常任理事 5 名以上 7 名以内を 10 名に、理事定数 14 名以上 16 名以内を 20 名に変更。

昭和 46 年 7 月 22 日 [京都府指令 6 医第 446 号]
[京都労働基準局公法第 6 号]
第 31 条 名誉会長、顧問新設。

昭和 47 年 10 月 11 日 [京都府指令 7 医第 631 号]
[京都労働基準局公法第 7 号]
第 21 条 常任理事 10 名を 6 名以上 10 名以内に、理事定数 20 名を 15 名以上 20 名以内に変更。

- 昭和 48 年 5 月 10 日 [京都府指令 8 医第 275 号]
[京都労働基準局公法第 2 号]
第 21 条 常務理事新設 常務理事 1 名。
- 昭和 55 年 3 月 19 日 [京都府指令 5 医療第 4 - 5 号]
[京都労働基準局公法第 1 号]
第 21 条 理事定数 15 名以上 20 名以内を 20 名以上 30 名以内に変更。
- 昭和 56 年 3 月 17 日 [京都府指令 6 医療第 4 - 3 号]
[京都労働基準局公法第 1 号]
第 21 条 常務理事 1 名を若干名に変更。
- 昭和 59 年 2 月 20 日 [京都府指令 9 医療第 16 - 1 号]
[京都労働基準局公法第 1 号]
第 31 条 名誉顧問、参与を追加。
- 平成 5 年 3 月 31 日 [京都労働基準局公法第 2 号 - 1]
平成 5 年 4 月 22 日 [京都府指令 5 医療第 24 - 1 号]
第 21 条 理事定数 20 名以上 30 名以内を 20 名以上 40 名以内に変更。
- 平成 7 年 12 月 15 日 [京都府指令 7 医療第 16 - 8 号]
[京都労働基準局公法第 2 号 - 10]
第 21 条 副会長 3 名を 5 名に変更。
- 平成 9 年 1 月 14 日 [京都府指令 9 医第 16 - 1 号]
[京都労働基準局公法第 2 号 - 11]
公益法人の新指導監督基準による全面見直しと整理。
- 平成 12 年 1 月 28 日 [京都府指令 1 医療第 9 - 17 号]
[京都労働基準局公法第 2 号]
第 21 条 副会長 5 名を 5 名以内に変更。
第 25 条 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うを、役員は辞任及び任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うに変更。
- 平成 12 年 7 月 21 日 [京都府指令 2 医第 9 - 16 号]
平成 12 年 6 月 29 日 [京労収基第 366 号]
監督庁機構改正に伴い
第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 38 条、第 39 条、第 39 条第 2 項条文中の京都労働基準局長を京都労働局長に変更。
- 平成 12 年 12 月 7 日 [京都府指令 2 医第 9 - 25 号]
[京労収基第 854 号]
第 25 条の 2 役員 の解任を追加。

平成 14 年 11 月 19 日 [京都府指令 4 医第 9 - 8 号]

[京都労働局長認可]

第 4 条「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に変更、「健康診断及び健康指導の事業」並びに「職業病等に関する環境調査の事業」を追加

平成 15 年 11 月 4 日 [厚生労働省発基第 1104015 号]

平成 15 年 3 月 13 日付 5 医第 265 号 京労発基 56 号 主務官庁を京都府、京都労働局より厚生労働省へ移管のためモデル寄附行為に合わせた変更

平成 18 年 12 月 13 日 [厚生労働省発基第 1213004 号]

第 2 条「従たる事務所」を追加。

第 11 条及び 47 条 公益法人会計基準改正に伴い、「キャッシュ・フロー計算書の作成及びその備え付け」を追加。